

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案（仮称）」の概要について

平成 24 年 6 月 28 日

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

1. 改正の概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号。以下「労働者派遣法等一部改正法」という。）が平成 24 年 4 月 6 日付けで公布され、公布日から起算して 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされている。

労働者派遣法等一部改正法の施行に伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号。以下「労働者派遣法施行令」という。）等の規定を整備する必要があることから、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

1. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正

（1）題名の改正

政令の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令」に改める。

（2）日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外

ア 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる業務

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 35 条の 3 第 1 項の政令で定める業務は、現行の労働者派遣法施行令第 4 条各号に掲げる業務のうち、第 1 号、第 2 号、第 5 号から第 13 号まで、第 16 号（建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務に限る。）、第 17 号から第 20 号まで、第 23 号及び第 25 号に掲げる業務とする。

イ 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合

労働者派遣法第 35 条の 3 第 1 項の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- ① 日雇労働者が 60 歳以上の者である場合
- ② 日雇労働者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条、第 124 条又は第 134 条第 1 項の学校の学生又は生徒（定時制の課程に在学する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）である場合
- ③ 日雇労働者の収入の額が厚生労働省令で定める額以上である場合
- ④ 日雇労働者が主として生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）その他の親族の収入により生計を維持する

者（世帯の収入が厚生労働省令で定める額以上である者に限る。）である場合
(3) その他
その他所要の規定の整備を行う。

2. その他

労働者派遣法等一部改正法の施行に伴い、法律名が変更すること等から、関係政令について所要の規定の整備等を行う。

3. 施行期日

労働者派遣法等一部改正法の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日予定）